

「据え置き高砂デコレーションレンタル」導入に関する稟議書

稟議書 No. _____

申請日	年 月 日	担当者	
-----	-------	-----	--

件名	据え置き高砂デコレーションレンタル導入	契約先	All Decoration 株式会社
概要	高砂周りの装飾を2年間レンタルする商品	導入費用	初期投資0円。使用1回毎8万円(税抜)
導入時期	申し込みから3カ月以降	支払い方法	月末締め。翌月払い
件名	「据え置き高砂レンタル」導入の件		

「売上アップ」や「顧客満足度アップ」などの目的に、「据え置き高砂レンタル」導入をいたしたく稟議申請いたします。

「据え置き高砂レンタル」の概要

「据え置き高砂レンタル」とは、新郎新婦が着座する高砂周りを機材や造花、雑貨などを使い装飾する新しい商品です。

都度レンタルではなく、会場に据え置きで設置。使わない時はバックヤード等に収納できます。

仕様書を見ながら誰でも設置が短時間で可能。2024年内はオリジナルデザインが無料で作れるため、御社が対象とするお客様が好むデザインに仕上げる事ができます。

導入のメリット

「据え置き高砂レンタル」の導入メリットは、主に以下の5点に集約されます。

- ① 導入コストが0円。単価アップ、成約率に貢献します。
- ② 使用しない月は0円。お客様が実際に高砂として利用した時のみ料金が発生します。
ショールーム使用などは料金が発生しません
- ③ 価格設定はお任せ。首都圏では25万円で顧客販売している商品です。
ウェディングフェアの特典でお安く販売したり、サービスでつけたりと、あと一押しのアイテムとしてもご使用下さい。
- ④ 仕様書付きで設置が簡単。部品は6つに分解でき、収納も簡単。仕様書を見ながら誰でも設置ができます。
- ⑤ 今だけオリジナルデザイン無料。御社のターゲット層、年齢層、地域性を考慮し、会場にあったデザインを無料で制作致します

据え置き高砂デコレーションの導入実績

複数の会場様にて導入実績あり。

Ex: クチュールナオコウェディング・ムーンビーチホテル・ルミアモーレ竹芝など

添付資料

デザイン施工例、FAQ、契約書資料（ご契約条件等）

会社概要

会 社 名：All Decoraiton 株式会社

本 社 　：沖縄県宜野湾市大山 4-1-8

事 業 所：東京都渋谷区本町 1-42-7

T E L 　：098-911-3358 (代表)

代表取締役：池原伸

法 人 設 立：2017年6月1日

社 員 数：10名

事 業 内 容：【ウェディング事業】 ウェディングプロデュース・衣装レンタル・フォトウェディング・
会場装飾

【装飾事業】 店舗、イベント、CM 等会場装飾

W E B 　： <https://alldecorationbusiness.com>

All Decoration について

結婚式は感謝の気持ちを伝えると共に新郎新婦の「二人らしさ」を表現する事が大切だと私たちは考えます。弊社は15年前にインポートドレスレンタルから始まり、ビーチでのロケーションフォトを先駆け、様々な場所で行うオリジナル結婚式、海外のようなオシャレな会場デコレーションと、新郎新婦の「やりたい」事を創り続けてまいりました。沖縄では多くの新郎新婦が高砂デコレーションを認知しており会場様においても弊社の高砂デコレーションがなくてはならない販売アイテムになっております。そして2021年には東京に事業所を立ち上げ首都圏を対象に高砂デコレーションのレンタルを開始しております。コロナ禍の2022年にはブライダル産業フェアに出展。映える高砂装飾の展示により、全国の会場様より会場の老朽化や新郎新婦のSNS映えへのニーズ、リニューアル装飾のデザインについて多くのご相談を頂きました。その際、出張設置型の高砂デコレーションでは運搬費や設置スタッフの人員費などによりレンタル料が高額になることから地方の会場様への解決商品には至らず新商品の開発を決意いたしました。そしてこの度、据え置き型の高砂デコレーションのレンタル販売の開始と相成りました。SNSうけ抜群の高砂装飾は据置型とすることでレンタル料を破格の安さへと押し下げ、会場様への様々な貢献が期待できる商品となりました。高砂装飾が新郎新婦へ受け入れられることは沖縄での実績（年間250件以上）により間違いはなく、価格設定や販売法の工夫の余地も大きくあり会場様においては魅力あるアイテムとして“育てる“ことができます。商品拡散、認知度向上の為、初期導入費0円、オリジナルデザイン作成費0円のこの機会をぜひご利用いただき、高砂デコレーションという新アイテム導入の先行者利益を共に享受できれば幸いです。

高砂で結婚式のイメージが変えられる = 自分たちらしい表現ができる重要な場所。

私たちは全力で、新郎新婦の「やりたい」を創るお手伝いをします。

参考資料1 デザイン × 施工例

デザイン①



デザイン②



デザイン③



設置仕様書



収納時は 2m×2m で収まるサイズ
※デザインによってはスペースを要する事もあります



パーツ一覧

小物をどのように配置するのか具体的なマニュアルをご用意します。

Q：高砂デコレーションとは何ですか

A：新郎新婦の高砂周りを装飾する新しいアイテムです

Q：料金はいくらですか

A：ご利用 1 回毎に 8 万円です（販売価格設定は自由）

Q：販売価格の設定はどうなりますか

A：会場様にお任せしております。都内で 25 万円での販売実績もございます

Q：自分たちで設置できるものなのでしょうか

A：設置仕様書をお渡します。仕様書の通り設置して頂ければ大丈夫です。

パーツはサイドテーブルなど大 6 個程度とキャンドル等細かい物が 10 個程度です。

男性なら 1 名で 15 分。女性でしたら 2 名で 15 分。

最初は時間がかかるかもしれませんが慣れると短時間で設置できます。

Q：会場オリジナルデザインとはどのようなデザインになりますか

A：地域性、ターゲット層、などを加味し会場様に合う、お客様にヒットしやすいデザインをご提案いたします。

Q：支払いについて教えてください

A：月末までご利用件数をご報告ください。請求書をお送り致します。

Q：レンタル期間はどのくらいですか？また最低利用回数の条件などはありますか

A：レンタル期間は 2 年間です。但し 1 年ごとに 5 回以上利用して頂く事が継続の条件となります。

Q：提携の装花店さんとバッティングしませんか

A：通常装花はありきで追加で高砂デコレーションの販売をお勧めいたします。

高砂装花の売上を損なうことなく、より豪華でおしゃれな高砂を求めるお客様向けのアイテムです。

また、高砂バックはアートフラワー、高砂サイドは生花というように生花とコラボするデザインを作ることが可能で、ほとんどの会場様が装花と合わせて販売しています。

Q：自分達の会場にサンプル設置してもらってから導入判断をおこなえますか

A：はい可能です。別途お見積りさせていただきます

Q：初期費用はかかりますか

A：初期費用はかかりません。基本的に弊社にて負担いたします。

Q：雑貨等を破損した場合はどうなりますか

A：お見積り後に代替品をお送りいたします。

Q：メンテナンスはどのようになりますか？

A：基本的に2年間メンテナンスを行わなくても良い商品をご提供いたします。

使用頻度、保管状況によってメンテナンスが必要となった場合は状況をお聞きして

簡単な場合には、弊社指示の元（ビデオ通話などで）メンテナンスの無料アドバイスを行います。

出張メンテナンスは別途お見積りとなります。

Q：ソファや椅子、テーブルもレンタルできるのでしょうか

A：できません。装飾部分のみのレンタルとなります。会場様お持ちのイス、ソファに合わせてアドバイスさせていただきます。

Q：収納時のパーツ数と大きさはどのくらいですか

A：サイドテーブルなどの大きめのアイテムが6個程度。10点の小物を2つの箱に入れてご提供します

2m四方で収まるサイズでご提供いたしますがスケールが大きなデザインをご要望される場合はもう少し大きな場所が必要です

Q：使わない月の料金はどのようになりますか

A：発生いたしません。ご利用のない月でも報告書のご連絡をお願いいたします。

Q：新郎新婦にご提案するための展示は料金発生しますか

A：発生いたしません。実際にお客様が利用した回数をカウントしてください。

但し、ひとつの商品としてのご提供ですのでデザインを変えての展示はご遠慮下さい。

Q：返却はどのように行いますか

A：運送会社を手配いたしますのでパッケージングのご協力をお願いいたします。

Q：バンケットが3つあります。デザインを3つ提供してもらえるのでしょうか

A：初年度は1デザインとさせていただきます。ご利用状況を踏まえてご相談いたします。

Q：2年のレンタル期間を終了した後はどうなりますか

A：そのままご継続頂くか、ご返却となります。

「据置高砂デコレーション」に関するレンタル契約書

All Decoration 株式会社（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）とは、甲が取り扱う「据置高砂デコレーション」に関する機材・備品等一式（以下、「本商品」という。）の乙に対するレンタルに関して、以下の各条項を内容として契約を締結した。

（契約の内容）

- 第1条 甲は、別途甲乙間で協議し特定した本商品をレンタル目的で乙に引き渡し、乙は、レンタル期間中自らの施設内で本商品を保管しつつ、挙式・披露宴その他イベント等（以下、「披露宴等」という。）における演出の一環として本商品を利用する。なお、本商品ごとのレンタル期間は甲乙間で協議して別途決定する。
- 乙は、本商品の保管については毀損、汚損または紛失が生じないよう善管注意義務を負うものとする。破損品に関しては現物代金を支払う事とする。
 - 甲及び乙は、乙は自らの顧客に対して披露宴等での本商品の利用を推奨し利用促進を図るよう努力する義務を負う一方で、本商品の利用回数等具体的な数値上の義務を負うものではないことを確認する。但し1年間に5回以上利用がない場合は甲から乙に対して契約を解除する事ができる。

（レンタル料）

- 第2条 乙は、甲に対し、披露宴等の目的、種類または規模の大小に関わらず、披露宴等での本商品の利用（施設内に展示していれば「利用あり」とみなすものとする。）1回あたり金8万円（税別）のレンタル料を支払う義務を負う。なお、同日中に本商品を利用した披露宴等が複数回実施された場合の回数は、仮に本商品が継続して利用され続けたとしても、披露宴等の件数ごとにカウントされるものとする。
- 甲は、本商品の利用回数を正確に把握するため、いつでも乙に対して利用状況の報告を求めることができ、乙は、これに対して正確かつ迅速に回答する義務を負うものとする。

（決済方法）

- 第3条 乙は、甲に対し、予め甲が定める方法に沿って毎月末日に当月中における本商品の利用回数を報告する。
- 甲は、前項に基づく報告を受け、レンタル料の総額を記載した請求書を作成し、翌月 日までに乙に届くよう送付する。
 - 乙は、甲からの請求に基づき、所定の金額を算出対象月の翌月末日までに、甲が指定する金融機関口座に振り込む方法でこれを支払う。振込手数料は乙が負担する。

（レンタル期間満了前の返還等）

- 第4条 甲及び乙は、原則として本商品ごとのレンタル期間の満了前に、相手方に対して本商品の返還または返却の受け入れを求めることはできないものとし、やむを得ない理由により本商品の返還または返却の受け入れを求める際には、違約罰として3回分のレンタル料相当額を支払う義務を負うものとする。

(本商品の取り扱い)

- 第5条 乙は、レンタル期間中、本商品について披露宴等における演出以外の目的で本商品を使用しないものとする。
- 2 乙は、レンタル期間満了後は、直ちに甲が指定する方法で本商品を返却するものとし、万が一返却日までに返却されない場合には、甲は、乙に対して、延滞1日ごとにレンタル料の10%相当額を延滞料として請求できるものとする。
 - 3 乙は、経年劣化を除き、レンタル期間中に本商品に毀損、汚損または紛失が生じた場合には、甲の請求に基づき、修理代または買い替え代金を負担しなければならないものとする。
 - 4 甲及び乙は、協議によりレンタル期間を任意に延長することができるものとする。

(契約期間)

- 第6条 本契約の有効期間は本契約書取り交わしの日から1年間とする。期間満了の1カ月前までに、甲乙いずれかにより書面による解約の申し出がなされなければ、さらに1年間これを延長するものとし、以降も同様とする。

(契約の解除)

- 第7条 甲及び乙は、相手方に①強制執行、税滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生、会社更生、解散(但し、合併による場合を除く)、清算、差、仮差押、もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他行政処分を受けたときは即時に、④本契約又は個別の発注条件の条項に違反があったときは2週間前までの事前通知をもって本契約を解除することができる。
- 2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係性を有することが明らかになった場合には、直ちに本契約を解除することができ、また相手方は解除と同時に一切の期限の利益及び損害賠償請求権を失うものとする。

(契約上の地位譲渡の原則禁止)

- 第8条 甲及び乙は、相手方の書面による承諾なしに、本契約上の地位または債権を第三者に譲渡してはならない。

(損害賠償)

- 第9条 甲及び乙は、別段の定めがある他、本契約に関連して相手方に損害を与えた場合には、相当因果関係が認められる範囲において損害を賠償する義務を負う。

(機密事項)

- 第10条 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報(以下、「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に漏洩又は本契約の目的以外に利用してはならない。ただし、①相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの、②相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたものは本条が適用される秘密情報から除外する。

- 2 甲及び乙は、法令に基づく強制力を伴う請求もしくは行政府又は司法府による強制力を伴う命令等があった場合には、前項の定めにかかわらず必要な範囲で秘密情報を開示することができる。
- 3 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は包含された書面その他の記録媒体（複製物を含む。）を返還又は廃棄する義務を負う。

(個人情報取扱い)

第11条 甲及び乙は、相手方から提供を受けた個人情報は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法の是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

(残存条項)

第12条 本契約終了後も第3条、第5条第2項、第8条から第13条までの効力は残存する。

(管轄裁判所)

第13条 本契約に関連して紛争が生じた場合には、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特約条項)

第14条 本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の記載が優先されるものとする。

以上

以上の内容での契約成立を証するため、甲及び乙は、本契約書を2通作成し、記名押印の上で、各々1通を保有する。なお、本書を電磁的記録として作成する場合には、それぞれ電子署名を施したうえ各自がその電磁的記録を保管する。なお、電子署名の場合には電子署名されたデータを原本とする。

年 月 日

甲)

乙)